

凡例

【委】委員意見

【事】事務局意見

答申案審議に向けた論点整理

(一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)に係る計画段階環境配慮書)

1 全般的事項(事業特性、地域特性)

(1) 事業特性

- ① 本事業は、市川市と成田市を結ぶ延長約43kmの幹線道路として計画されている北千葉道路のうち、市川市から船橋市までの約15km区間について、自動車専用道路(4車線)と一般国道(4車線)を一体的に整備するものであること。
- ② 本事業の実施目的は、「成田空港等の拠点への広域高速移動の強化」「周辺道路の渋滞の緩和」「災害時の緊急輸送ネットワークの強化」とされていること。
- ③ ルート案については、昭和44年の都市計画決定区域を基本としたルート案以外は現実的ではないこととし、単一案が示されていること。
- ④ 道路構造について、東京外かく環状道路と接続する区間は、連続性を考慮し、掘割構造(地下部)とし、それ以外は高架構造等としているが、詳細な事業計画は明らかになっていないこと。

(2) 地域特性

- ① 事業実施想定区域及びその周辺は、概ね市街化されており、住宅、学校、福祉施設等が存在することから、特に、大気質、騒音及び振動に配慮が必要な地域であること。
- ② 事業実施想定区域及びその周辺に係る文献には、重要な動物種であるタガメやゲンジボタルの生息の記録があること。
- ③ 事業実施想定区域及びその周辺には、「大町周辺の森」など、良好な自然環境、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が存在すること。

2 総括的事項

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討した上で環境影響評価項目を適切に選定すること。

「振動」及び「地下水の水質及び水位」については、配慮事項に選定されていないが、工事の実施や道路の供用による影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定すること。

また、方法書においては、環境影響評価の対象としなかった項目について、その理由を明らかにすること。【事】

- (2) 計画段階環境配慮書の手続きは、計画の立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行う制度であり、道路事業では、位置等に関する複数案を適切に設定するものとされ、複数案を設定しない場合には理由を明らかにするものとされている。

しかし、本計画では、事前に検討が進められた上で単一のルート案が提示されていることから、単一案とした検討経緯や理由について、具体的に整理すること。

また、今後詳細な道路構造の検討に当たっては、可能な限り複数の案を検討することにより、環境の保全のため一層の配慮を行うこと。【委】

【委員：複数ルート案を検討しない妥当性を社会的影響や自然環境への影響の視点から具体的に説明してください。構造形式について複数案を検討しなかった理由を具体的に説明してください。】

- (3) 配慮書では、本事業が、大気質、騒音、動物及び景観について、影響を与える可能性があるとしている。このため、今後詳細な事業計画の検討に当たっては、これらの影響の回避又は低減に配慮すること。【事】

なお、動物への影響の検討に当たっては、その生息を支える植生や生態系を含めて配慮すること。【委】

【委員：動物単独で生活できるわけではなく、それを支える植生や生態系があるので、その観点から植物・生態系の評価も併せてお願いしたい。】

- (4) 方法書以降の手続きにおいては、以下の事項について明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。【事】

- ・既に一部供用されている区間（鎌ヶ谷市から船橋市までの一般国道4車線）の交通量や環境等の状況
- ・今後供用が予定されている東京外かく環状道路等周辺道路の交通量や環境等の状況
- ・東京外かく環状道路や国道16号等周辺道路との接続部の道路構造

3 各論

(1) 大気環境（大気質、騒音及び振動）

- ① 本計画道路は、市街化された区域を通過することから、道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音及び振動への影響を回避又は低減すること。

なお、騒音については、低減効果が認められる排水性舗装の採用等による対策を検討すること。【委】

【委員：騒音について、現状でも環境基準を超えている箇所が多い。透水性の高い道路にするなどの騒音対策を行い、環境基準を守って欲しい。】

- ② 高架構造の検討に当たっては、超低周波音の発生の影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。【委】

【委員：高架になる箇所、桁のスパンによっては、超低周波音が発生する。検討項目に入れた方がよい。】

- ③ 方法書以降の手続きにおいては、東京外かく環状道路等の周辺道路との接続部分の構造、周辺道路の交通量の増加及び交通流の変化、並びに将来の成田空港の拡大を踏まえた本計画道路の交通需要を考慮して、適切に環境影響評価を行うこと。【委】【事】

【委員：周辺道路の交通の状況の変化と、事業実施による交通状況について配慮し、特に交通量が密になるところで、方法書以降で環境影響評価を重点的に行うような主旨を加えていただきたい。】

【委員：予測に当たっては、成田空港が拡大する将来の影響も含めた方がよい。】

- ④ PM_{2.5} について、今後の予測技術の進展に応じた予測、評価の実施について検討すること。【委】

【委員：PM_{2.5} がどの程度上乗せになるのか。特に交通量が増えると予測される場所に関して、重点的に調べられるようお願いしたい。PM_{2.5} による汚染もある旨、一言加えてもらいたい。】

(2) 水環境

東京外かく環状道路と接続する区間は、掘割構造（地下部）とすることなどから、道路構造の検討に当たっては、地下水の流動への影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。【委】

また、帯水層が遮断されることによる地下水位への影響を検討し、必要に応じ、対策についても検討すること。【事】

【委員：この辺りは湧水が出てきていて、道路を通すことによって、地下水を含めた水系の分断があるのか、あるいは離れていて影響しないのか。】

【委員：構造物を作ることによって、地下水の流動をどれだけ阻害するのか、大規模施設により、水循環がどれだけ変わるのか、十分検討いただきたい。

【委員：湧水に対しては市民活動がたくさんある。湧水についても十分配慮していただきたい。】

【委員：工事で地下水に影響があった場合、流入河川による手賀沼への影響は。】

(3) 動物、植物及び生態系

- ① 事業実施想定区域及びその周辺には、市街化が進んだ県北西部に残る貴重な自然が存在していることから、道路構造の検討に当たっては、自然環境への影響を回避又は低減すること。【委】

【委員：「大町周辺の森」については、物理的に方法的に回避が可能であれば、回避した方が自然環境的にはよい。回避できるということであれば、もう少し強い表現として、「回避すること」とできないか。】

【委員：「市街地に残る貴重な自然」という表現については、その場所だけではなく、全体像の中でどれくらい貴重なのか、すこし引いた眼で見てもらいたい。】

- ② 市川市大町周辺は、湧水とそれに続く湿地帯が貴重な自然環境を形成していることから、今後詳細な事業計画の検討に当たっては、湧水への影響を回避又は低減すること。【事】

- ③ 高架構造の検討に当たっては、鳥類の生息環境への影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。【委】

【委員：高架にすることで、鳥に対する影響はないのか。それに連動して植生も変わってくる。】

(4) 景観

事業実施想定区域及びその周辺には、「大町周辺の森」など主要な景観資源が存在していることから、道路構造の検討に当たっては、景観への影響を回避又は低減すること。【委】

【委員：「大町周辺の森」については、計画上、回避できるということであれば、もう一步踏み込んだ表現にできないか。「回避すること」とできないか。】

【委員：「大町周辺の森」の景観が重要であれば、配慮という言葉をとるということもある。】

(5) 廃棄物等

建設工事に伴い発生する掘削土砂等について、発生量の抑制、再利用及び適正な処理等に配慮した計画とすること。【事】